



# 支援者のための 成年後見制度活用ガイドライン

社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会  
後見センターふえいき  
令和6年3月 初版

# ガイドラインの活用方法について

- 判断能力が不十分の方は、自分の権利を十分に行使できない、また権利侵害にあう可能性が常にあります。
- 支援者の方が今支援をしている方、また地域の中で支援を必要としている方の権利を守る方法の1つとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。
- 必要なときに、適切な制度や必要なサービスや制度に結び付けるための資料としてご活用ください。



## 1. 成年後見制度活用検討フローチャート

- 支援者が相談を受ける中で、契約行為・財産管理等の課題がある場合、どのような流れで成年後見制度等を検討すべきかを示しています。
- その後、ガイドラインや調査票を用いながら検討を進めます。

## 2. 成年後見制度活用検討チェックリスト

- 契約行為・財産管理等の課題がある場合には成年後見制度の活用の前に、判断能力の状態によって日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- ガイドラインでは、成年後見制度・日常生活自立支援事業などを比較できるように作成されています。ガイドライン使用時の留意事項を参考にしながら、ご使用ください。

## 3. 成年後見にかかる調査票

- 成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は、成年後見にかかる調査票を活用し、職場内・関係機関と共有します。
- 検討の結果、申立を行う場合には、後見センターふえふきや支援者で提出書類の作成など申立支援を行います。市長申立の検討が必要な場合は、笛吹市権利擁護検討会での検討を行います。



# 成年後見制度活用検討フローチャート

各種相談→アセスメント（支援の必要性の検討、本人の意思決定支援）

→権利擁護支援の方針の検討・専門的判断 → 申立へ

契約・財産管理の課題あり

虐待の場合

左記の課題はないが、  
何らかの支援が必要な場合  
(身寄りがいないなど)

成年後見制度活用検討チェックリストでの  
検討（4頁）、本人の意思決定支援

コアメンバー  
会議等  
\*権利擁護に関する  
制度活用の検討

他の関係機関が対応

- 65歳以上の高齢者  
(40歳以上の特定疾病の方を含む)
- ・北部・東部・南部長寿包括支援センター  
・認知症初期集中チーム など
- 精神・知的障がい者  
・障がい者基幹相談支援センター  
・障がい者支援センターふえふき など
- 18歳未満  
・子育て支援課 など
- 子どもから高齢者まですべての住民を  
対象とした課題  
・笛吹市社会福祉協議会地域事務所など

☆のみに✓があり、日常生活自立  
支援事業で支援が可能な場合

日常生活自立支援事業の検討へ

成年後見制度の利用へ

事前準備 成年後見にかかる調査票（6頁）

職場内・関係機関で情報をまとめて検討し、申立の必要性を判断。  
(\*関係機関の情報共有ツールとして使用)  
必要に応じて、後見センターふえふきに相談。

「申立の必要性なし」の場合、  
他の支援制度等へつなぐ

必要性あり↓

## 申立人の検討

本人申立	親族申立	市長申立
<input type="checkbox"/> 本人が申立の意思がある <input type="checkbox"/> 本人が申立てを行う判断能力を有している <input type="checkbox"/> 本人が制度の必要性が理解できる	<input type="checkbox"/> 4親等内の親族に申立の意思がある <input type="checkbox"/> 申立の必要性が理解できる <input type="checkbox"/> 申立手続きを進めることができる	<input type="checkbox"/> 身寄りがいない。または親族がいても直接的な支援ができない  ◎笛吹市権利擁護検討会で市長申立の必要性が妥当と判断された方

## 申立書類作成

本人申立	親族申立	市長申立
必要に応じてケアマネージャー等の関係機関、後見センターふえふきが書類作成支援。または、弁護士や司法書士等の専門職に書類作成依頼。		福祉総務課、関係機関、後見センターふえふきが連携し申立書類を作成。

## 後見候補者の検討

必要に応じて、本人の生活状況、解決すべき課題に応じて適切な候補者を検討。  
例) 親族、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士など)、市民後見人、法人 など

## 後見等開始の審判申立

申立人が家庭裁判所へ申立。その後、家庭裁判所で調査等ののち審判確定 → 登記

※後見人が決まった後も、各支援者が引き続きチームとして支援を継続（モニタリング・バックアップ）

# 笛吹市 成年後見制度活用検討チェックリスト

年 月 日

利用者名 ( ) 記入者名 ( )

<b>成年後見の活用が望ましいと思われる要件</b> ☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業での対応できる可能性があります。 □に1つでも✓がある場合は、成年後見制度のご検討、 また◎のみにチェックがある方は、任意後見制度の利用をご検討ください。		
判断能力	①何らかの認知症、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活は家庭内及び社会的に自立している。	☆
	②日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる。	☆
	③日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ介護を必要とする。	□
	④現在は判断能力に問題はないが、将来判断能力が低下した時に、自分で選んだ人に支援をしてもらいたい。	◎
財産管理	①日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
	②通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
	③年金・手当等の受け取り手続きが必要。	□
	④生命保険などの請求手続きが必要。	□
	⑤借金や、消費者被害への対処が必要。	□
	⑥不動産（自宅・土地など）処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
	⑦遺産分割（相続を受ける）の手続きが必要。	□
	⑧訴訟手続き等が必要。	□
	⑨親族や親族以外から財産の侵害がある。	□
	⑩預貯金残高が1000万円以上あり、財産管理が必要。	□
身上保護	①介護・医療・福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
	②介護・医療・福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□
特記事項		

# チェックリスト使用時の留意事項



## チェックリストの視点

□判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることができませんので、成年後見制度による支援が必要です。

□親族などの支援者がいない、または、支援者が居ても高齢・遠方である場合などは、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用を視野に入れて、導入を検討する必要があります。

## 成年後見制度に関する留意事項

・成年後見人等は入院・入所の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。

・成年後見人等には、医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。

・成年後見制度は、現状の法制度では一度選任されると本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。  
申立のきっかけとなった課題（遺産分割、保険金の受取等）が解決しても、後見人の業務は継続されることとなります。

・成年後見人等への報酬は、家庭裁判所が金額を決めて、本人の財産から（または本人の財産の状況によっては笛吹市の報酬助成制度を利用し）支払います。

## 日常生活自立支援事業に関する留意事項

1. 判断能力 日常生活自立支援事業の契約については、①契約能力（この事業で支援できる内容や誰が支援するか等）、②本人の利用意向、③契約の必要性を確認の上、契約の締結となります。
2. 財産管理 日常生活自立支援事業における財産管理は、契約者本人の日常生活の範囲に限られます。  
また、取消権がないため、悪徳商法等の被害などへの対応については限界があります。  
また、1,000万円以上の多額の預貯金や負債がある方は利用ができない場合があります。
3. 身上保護 日常生活自立支援事業では、福祉サービスなどの理解ができる場合は、本人が締結する契約を支援することは可能です。  
しかし、本人に代わっての契約が必要な場合は、日常生活自立支援事業の範囲を超える支援となるため、成年後見制度の検討が必要となります。